

山口県報

令和4年
6月28日
(火曜日)

目 次

○条例	山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	一
	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	二
	特別会計設置条例の一部を改正する条例	二
	山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例	三
	過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	八
	山口県使用料手数料条例及び山口県建築基準条例の一部を改正する条例	八
	山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例	九
	山口県漁港管理条例の一部を改正する条例	一三
	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	一四

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十八日

山口県条例第二十一号

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年山口県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千八百円」を「一万六千円」に改め、同号ロ中「七千五百六十円」を「七千七百円」に改める。

第八条第一号中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改め、同条第二号中「三十七万五千五百円と五円二銭」を「三十八万六千五百円と五円十八銭」に改める。

第十一条第一号中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に、「三十一万五百円」を「三十一万六千二百五十円」に改め、同条第

山口県知事 村 岡 嗣 政

二号中「二十七円五十銭」を「二十八円三十五銭」に、「五十七万三千三十円」を「五十八万六千九百五十円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十二号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例(平成二十六年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

本則中「(以下「特例期間」という。)」を削り、「百分の十」の下に「(令和四年七月一日から同月三十一日までの間にあつては、百分の六十)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十三号

特別会計設置条例の一部を改正する条例

特別会計設置条例（昭和三十九年山口県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

九 産業団地整備事業特別会計

第二条の表に次のように加える。

産業団地整備事業特別会計	財産収入、県債、負担金及び一般会計繰入金並びにこれらに付随する諸収入	産業団地整備事業費、県債の償還金及び利子並びに一般会計繰出金並びにこれらに付随する諸支出金
--------------	------------------------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十八日

山口県条例第二十四号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第一条 山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第三項第一号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附則第五条の四の二第一項中「令和十五年度」を「令和二十年度」に、「令和三年」を「令和七年」に改める。

附則第十五条の二第三項中「、第三十七条の八又は第三十七条の九」を「又は第三十七条の八」に改める。

附則第十七条の七第二項中「第九項」を「第四項まで若しくは第六項から第十項」に改める。

山口県知事 村岡 嗣 政

附則第二十二條第一項を削り、同条第二項中「附則第五條の四の二第一項及び第三項並びに」を「附則第五條の四の二第三項及び」に、「附則第五條の四の二第一項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第三項並びに附則第十七條の七第三項中「令和三年」とあるのは」を「これらの規定中「令和三年」とあるのは、」に改め、同項を同条とする。

第二條 山口県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第二十五條第四項中「特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定配当等申告書（県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「前年分の所得税に係る第二十九條の三第二項に規定する確定申告書」に改め、「（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第六項中「特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「前年分の所得税に係る第二十九條の三第二項に規定する確定申告書」に改め、「（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削る。

第二十八條中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第五十四條の二第一項中「第五十七條の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際併せて」を削る。

第五十七條第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十八條の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第二十五條の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

第五十七條第二項に次のただし書を加える。

ただし、前項ただし書の申請をした場合（不動産登記法第二十五條の規定により当該申請が却下された場合を除く。）においては、当該申請の日から三十日以内に、当該書類を知事に提出しなければならない。

第五十八條中「第七十三條の十八第三項の規定によつて」を「第七十三條の十八第四項の規定により」に、「においては」を「には」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第五十八條の二中「第五十七條の規定により当該土地の取得の事実を申告する際併せて」を削る。

第六十條第一項中「、第五十七條の規定により当該土地の取得の事実を申告する際併せてこれを」を削り、同条第二項中「、第五十七條の

規定により当該住宅の取得の事実を申告する際併せてこれを」を削り、同条第三項から第五項までの規定中「、第五十七条の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際併せてこれを」を削り、同条第六項中「、第五十七条の規定により当該土地の取得の事実を申告する際併せてこれを」を削る。

附則第九条第二項中「、第五十七条の規定により当該施設の取得の事実を申告する際併せてこれを」を削る。

附則第九条の三の三第二項中「、第五十七条の規定により当該改修工事対象住宅の取得の事実を申告する際併せてこれを」を削る。

附則第九条の三の四第二項中「、第五十七条の規定により当該改修工事対象住宅用地の取得の事実を申告する際併せてこれを」を削る。

附則第十三条の二第二項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税」を「前年分の所得税」に、「につき前項」を「につき同条第一項」に、「受けようとする旨の記載のある第二十五条第四項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「（次に掲げる場合を除く。）」及び「ものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第一項及び第二項並びに第二十七条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削り、同項各号を削る。

附則第十七条の二の四第一項中「年の末日の属する年度の翌年度の県民税」を「年分の所得税」に、「第二十九条の三第一項の規定による申告書」を「確定申告書（租税特別措置法第三十七条の十二の二第九項（同法第三十七条の十三の二第十項において準用する場合を含む。））において準用する所得税法第二百二十三条第一項の規定による申告書を含む。以下この条において同じ。）」に、「市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む」を「租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合に限る」に改め、同条第三項中「年の末日の属する年度の翌年度の県民税」を「年分の所得税」に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第二十九条の三第一項の規定による申告書」を「確定申告書」に改め、「（市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を削り、「年度分の県民税」を「年分の所得税」に、「当該申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」を「確定申告書」に改め、「とき」の下に「（租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用があるときに限る。）」を加え、同条第五項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八項の規定 令和五年四月一日

二 第二条山口県税賦課徴収条例第二十五条及び第二十八条の改正規定並びに同条例附則第十三条の二第二項及び第十七条の二の四の改正規定並びに附則第六項及び第七項の規定 令和六年一月一日

(県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例(以下「改正後の条例」という。)附則第五条の四の二の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号。以下「所得税法等改正法」という。)(第十一条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)(以下「新租税特別措置法」という。)(第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。第五項において同じ。)(を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)(第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。第四項及び第五項において同じ。)(を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 改正後の条例附則第十七条の七第二項及び第三項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等改正法第十条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)(以下「新震災特例法」という。)(第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。第五項において同じ。)(又は認定住宅等を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十八条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「旧震災特例法」という。)(第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。次項及び第五項において同じ。)(又は認定住宅等を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは

増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における第一条の規定による改正前の山口県税賦課徴収条例附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される同条例附則第五条の四の二第二項の規定による控除については、なお従前の例による。

5 改正後の条例附則第二十二條第一項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一條第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第四十一條第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

6 附則第一項第二号に掲げる規定による改正後の山口県税賦課徴収条例（以下「令和六年改正後の条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

7 令和六年改正後の条例附則第十七条の二の四第三項の規定の適用については、令和六年度から令和八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和二年から令和四年までの各年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和四年山口県条例第二十四号）第二条の規定による改正前の山口県税賦課徴収条例附則第十七条の二の四第三項に規定する申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。）」と、「について連続して確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該年が令和三年又は令和四年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る旧申告書）を連続して」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

8 附則第一項第一号に掲げる規定による改正後の山口県税賦課徴収条例第五十四條の二第一項、第五十七條、第五十八條の二及び第六十條並

びに附則第九条第二項、第九条の三の三第二項及び第九条の三の四第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十五号

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特例に関する条例（昭和三十九年山口県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第三条第六項、第五条第四号及び第六条第二号中「二年」を「三年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和四年四月一日以後に改正後の過疎地域等における県税の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第三条第六項、第五条第四号又は第六条第二号の規定に該当する行為をした者でこの条例の施行の日から一月を経過する日以前に当該設備の建設に着手したものに対する改正後の条例第七条の規定の適用については、同条中「これらの規定に該当する行為に着手する前に」とあるのは、「過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和四年山口県条例第二十五号）の施行の日から一月以内に」とする。

山口県使用料手数料条例及び山口県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十六号

山口県使用料手数料条例及び山口県建築基準条例の一部を改正する条例

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

第一条 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の8の表二十六の項仮設建築物建築許可申請手数料に関する部分中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に、「第八十五条第六項」を「第八十五条第七項」に改め、同項建築物用途変更使用許可申請手数料に関する部分中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に、「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項」に改める。

(山口県建築基準条例の一部改正)

第二条 山口県建築基準条例(昭和四十七年山口県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「同条第十四項第一号」を「同条第十九項第一号」に改める。

第二十三条中「第八十五条第五項又は第六項」を「第八十五条第六項又は第七項」に、「第八十七条の三第五項又は第六項」を「第八十七条の三第六項又は第七項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十七号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の6の表十二の項中「二千百円」を「二千七百円」に改め、別表第一の8の表四十の項中「長期優良住宅建築等計画の認定等」を「長期優良住宅建築等計画等の認定等」に改め、同項長期優良住宅建築等計画認定申請手数料に関する部分の次に次のように加える。

長期優良住宅 維持保全	一戸建ての建築物以外の建築物	一戸建ての建築物	一件につき	七万四千元
		床面積の合計が百平方メートル以下のもの	一件につき	七万四千元
		床面積の合計が百平方メートルを超え五百平方メートル以下のもの	一件につき	十七万四千元
		床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	一件につき	二十七万七千元
		床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以下のもの	一件につき	五十四万九千元
		床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの	一件につき	九十八万三千元
		床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの	一件につき	百六十九万円
		床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以下のもの	一件につき	三百十二万九千元
床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以下のもの	一件につき	四百四十七万五千元		
床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの	一件につき	五百四十八万七千元		

計画認定申 請手数料	一件につき
備 考	<p>1 申請書に確認書等の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあつては五万六千円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあつては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>一 百平方メートル以下のもの 五万六千円</p> <p>二 百平方メートルを超え五百平方メートル以下のもの 十四万千円</p> <p>三 五百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの 二十二万二千円</p> <p>四 千平方メートルを超え二千五百平方メートル以下のもの 四十五万八千円</p> <p>五 二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの 八十三万七千円</p> <p>六 五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの 百四十六万七千円</p> <p>七 一万平方メートルを超え二万平方メートル以下のもの 二百七十五万円</p> <p>八 二万平方メートルを超え三万平方メートル以下のもの 三百九十九万五千円</p> <p>九 三万平方メートルを超えるもの 四百九十四万二千円</p> <p>2 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料に関する部分の備考4は、この場合に準用する。</p>

別表第一の8の表四十の項長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料に関する部分の次に次のように加える。

長期優良住宅 維持保全 計画変更 申請手数 料	住宅の構造又は設備 に 変更が生ずるもの	住宅の構造及び設備 の 変更が生じないもの	長期優良住宅維持保全計 画認定申請手数料に 関する部分の備考2の 規定を適用しないもの として計算した場合に おける長期優良住宅 維持保全計画額の半 額
	住宅の構造又は設備に 変更が生ずるもの	住宅の構造及び設備の 変更が生じないもの	
	変更に係る戸数が一戸のもの 一件につき	変更に係る戸数が一戸以上の百 戸以下のもの 一件につき	一万円
	変更に係る戸数が二戸以上五戸以 下のもの 一件につき	変更に係る戸数が二戸以上二十 五戸以下のもの 一件につき	一万八千円
	変更に係る戸数が六戸以上十戸以 下のもの 一件につき	変更に係る戸数が十戸以上二十 五戸以下のもの 一件につき	二万九千円
	変更に係る戸数が十一戸以上二十 五戸以下のもの 一件につき	変更に係る戸数が二十六戸以上五 十戸以下のもの 一件につき	四万八千円
	変更に係る戸数が五十一戸以上百 戸以下のもの 一件につき	変更に係る戸数が百一戸以上二百 戸以下のもの 一件につき	七万七千円
	変更に係る戸数が二百一戸以上三 百戸以下のもの 一件につき		十一万六千円
			十九万六千円
			二十五万円

<p>備考 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料に関する部分の備考4は、この場合に準用する。</p>	<p>変更に係る戸数が三百一戸以上のもの 一件につき</p>
	<p>二十八万四千円</p>

別表第二の六の項運転免許限定解除審査手数料に関する部分中「第九十一条」の下に「又は第九十一条の二第二項」を加え、同項初心運転者講習等通知手数料に関する部分中「及び第十三号」を「、第十三号及び第十四号」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第二の改正規定 公布の日
- 二 別表第一の6の表の改正規定 令和四年八月一日

山口県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十八日

山口県条例第二十八号

山口県漁港管理条例の一部を改正する条例

山口県漁港管理条例（昭和三十五年山口県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一使用料の項岸壁及び物揚場に関する部分及び大型船用浮棧橋に関する部分中「一年」を「二隻一年」に、「二十四時間」を「一隻二十四時間」に改め、同項小型船用浮棧橋に関する部分を次のように改める。

山口県知事 村 岡 嗣 政

小型船及び中型船用浮棧橋			
中型船用の部分		小型船用の部分	
短期使用	長期使用	短期使用	長期使用
一隻二十四時間につき	一隻一年につき	一隻二十四時間につき	一隻一年につき
千四百三十円	九万四千二百七十円	千百五十円	七万五千四百二十円

別表第一の備考五中「小型船用浮棧橋」を「小型船及び中型船用浮棧橋」に改める。

附 則

この条例は、令和四年九月一日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十九号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年山口県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県山口南警察署の項管轄区域の欄中「小郡令和二丁目」の下に「、小郡令和三丁目、小郡明治一丁目、小郡明治二丁目、小郡大正町、小郡長谷一丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。